

(別記 11)

そばの安定生産・安定供給対策事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、そばの安定生産を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 安定生産技術の導入

そばの安定生産を図るための湿害対策等の技術を新たに導入する取組。

2 複数年契約取引

そばの安定供給を図るための複数年契約取引の取組。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）

(5) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする

第4の1の（1）のア及びウの取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

- 3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、そばとする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

(3) 安定生産技術の導入の取組を行う場合

- ・事業実施地区におけるそばの10a当たりの収量を都府県の直近7中5年間の平均以上とする(事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超えない地区に限る。)
- ・事業実施地区におけるそばの10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して2.0%以上増加(事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超える地区に限る。)

(4) 複数年契約取引の取組を行う場合

- ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加
- ・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加

第4 補助対象経費、補助率等

- 1 本取組は、次の基準により補助する。なお、いずれの取組においても、事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していることを要件とする。

(1) 安定生産技術の導入

ア 技術講習会・栽培実証

(ア) 補助対象経費は、そばの湿害対策等の安定生産技術の導入に向けて、技術講習会の開催や栽培実証等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できる経費とする。ただし、イ又はウにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

なお、本取組の実施に当たっては、aの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- a. そばの湿害対策等の安定生産技術の導入に向けた検討会の開催等に係る経費。
- b. そばの湿害対策等の安定生産技術の栽培マニュアルの作成に係る経費。
- c. 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導及び作業機械の借上げに要する経費。
- d. 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。
- e. 収穫物の品質評価、成分分析・評価及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する

経費。

(イ) 補助率は10/10以内とする。ただし、補助金の上限は300万円とする。

(ウ) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは（ア）のdに係る経費は補助対象としない。

(エ) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- a. 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b. 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(オ) 新たに取り組む安定生産技術については、試験研究機関又は普及組織等関係機関の適切な指導に基づき実施するものとする。

イ 湿害対策技術の導入

(ア) 補助対象となる取組は、湿害に弱いそばの安定生産を図るために実施する、小畦立て播種、弾丸暗渠の施工、サブソイラーによる心土破碎、ボトムプラウによる耕起等の透排水性の改善対策又は土壌改良資材の投入による土壌環境の改善対策等とする。ただし、ア又はウにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

(イ) 補助対象となる面積は、新たに湿害対策を導入する面積とする。

(ウ) 補助率は10a当たり2,000円とする。

(エ) 新たに取り組む湿害対策については、試験研究機関又は普及組織等関係機関の適切な指導に基づき実施するものとする。

ウ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入

(ア) 補助対象経費は、新たな湿害対策技術の導入に必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。ただし、ア又はイにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

(イ) 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円とする。

(ウ) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(エ) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(オ) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

(カ) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- a. 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b. 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- c. 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(キ) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

a. 導入及びリース導入共通の留意事項

- (a) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。
- (b) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (c) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (d) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (e) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (f) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。
- (g) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

- (h) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

b. 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (a) 事業実施主体は、別紙2により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- (b) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (c) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用

状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(d) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- ・貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- ・事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

- ・賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

c. 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(a) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(b) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
×助成率（1／2以内）

(c) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(d) 事業実施主体は、(c)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(e) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

(2) 複数年契約取引

ア そばの安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を強化する取組を支援する。

イ 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を經由して、都道府県知事に提出するものとする。また、は種前に取引契約を締結していない場合は、契約書には種前の実需者との情報交換の実施状況を確認できる書類を添付するものとする。

(ア) 事業実施年産を含む複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること。

(イ) 事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していること。

(ウ) 実需者との取引契約書において、品目（玄そば、抜き実などの取引形態を含む。）、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、45kg 当たり 2,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）

(エ) 事業実施主体とそば生産者との間で出荷契約が締結されていること。（三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間におけるそばの売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。）

ウ 補助率は、10 a 当たり 1,000 円とする。また、補助対象額は、次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

= (事業実施年産の補助対象となる契約取引数量－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量) (※1) ÷ 地域のそばの平均単収 (※2) × 補助率

※1 「事業実施年産の補助対象となる契約取引数量」及び「事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量」は、玄そば換算した出荷実績数量とする。

※2 「地域のそばの平均単収」は、農林水産省「作物統計調査」の市町村別データの直近7中5年間を基本とする。

エ 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(イ) 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

2 実施要領第6の3に関して、本事業のうち第4の1の(1)のウを除く取組については、複数年契約取引等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。